

外国金融子会社等に係る金融子会社等部分適用対象金額及び特定所得の金額等の計算に関する明細書

外国金融子会社等に係る金融子会社等部分適用対象金額及び特定所得の金額等の計算に関する明細書				事業年度	・ ・ ・ ・	法人名		
外国金融子会社等の名称		1		事業年度		2	・ ・	
外国金融子会社等の区分		3	外国金融機関 ・ 外国金融持株会社等					
金融子会社等部分適用対象金額及び金融子会社等部分課税対象金額の計算								
(40) + (別表十七(三の四)付表「11」+「42」)		4		(4) + (7)		8		
別表十七(三の四)付表「21」 (マイナスの場合は0)		5		金融子会社等部分適用対象金額 (8)と(31)のいずれか多い金額)		9		
金融子会社等部分適用対象損失額の当期控除額 (別表十七(三の四)付表「44の計」)		6		請求権等勘案合算割合		10		%
(5) - (6)		7		金融子会社等部分課税対象金額 (9) × (10)		11	(円)	
特定所得の金額の計算								
外国金融子会社等に 係る 異 常 な 水 準 の 資 本 に 係 る 所 得	親会社等資本持分相当額	事業年度終了時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額	12	外 係 る 金 融 子 会 社 等 に 係 る 異 常 な 水 準 の 資 本 に	親会社等の自己資本利益率	親会社等事業年度の税引後当期利益の額	26	
		事業年度終了時における貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額	13			親会社等事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額	27	
		(12) - (13) (マイナスの場合は0)	14			親会社等事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額	28	
		事業年度終了時における貸借対照表に計上されている利益剰余金の額 (零を下回る場合はその零を下回る額)	15			(27) - (28) (マイナスの場合は0)	29	
		当該事業年度以前の各事業年度において利益剰余金の額を減少して資本金の額等を増加した場合のその増加した金額	16			$\frac{(26)}{(29)}$ と10%のうち高い割合	30	%
			17			(25) × (30)	31	
		事業年度終了時における貸借対照表に計上されている特定外国金融機関の株式等及び他の外国金融持株会社等の株式等の帳簿価額	17		固定資産の貸付けに係る収益	固定資産(無形資産等を除く。)の貸付けによる対価の額の合計額	32	
	外国金融機関である場合 (14) - ((15) + (16)) (マイナスの場合は0)		18			(32)のうち主としてその本店所在地国において使用に供される固定資産(不動産及び不動産の上に存する権利を除く。)の貸付けによる対価の額((35)に該当するものを除く。)	33	
			19			(32)のうちその本店所在地国にある不動産及び不動産の上に存する権利の貸付けによる対価の額((35)に該当するものを除く。)	34	
		外国金融持株会社等である場合 (14) - ((15) + (16) + (17)) (マイナスの場合は0)	19			(32)のうち一定の要件を満たす部分対象外国関係会社が行う固定資産の貸付けによる対価の額	35	
	準の資本に係る所得	事業年度終了時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額 (12)	20			(32) - ((33) + (34) + (35))	36	
		再保険契約に伴い積み立てないこととした責任準備金に相当するものの額及び支払備金に相当するものの額の合計額	21			(36)に係る直接費用の額の合計額 ((38)に該当するものを除く。)	37	
		(20)又は((20) + (21))	22			(36)に係る償却費の額	38	
		$\frac{(18) \text{又は}(19)}{(22)}$	23			(37) + (38)	39	
		本店所在地国の法令に基づき下回ることのできない資本の額の2倍に相当する金額	24			(36) - (39) (マイナスの場合は0)	40	
		((18)又は(19)) - (24) (マイナスの場合は0)	25		償却費計算上の適用法令	41	本邦法令・外国法令	

別表十七(三)の四
令七・四・一以後終了事業年度分